

地域住宅計画の事後評価報告シート

1. 事後評価を実施した地域住宅計画	
計画の名称	群馬地域
都道府県名	群馬県
計画作成主体	群馬県及び前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、吉井町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、草津町、六合村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
計画期間	平成 17 年度～平成 22 年度
計画の目標	『高齢者、障害者及び子育て世帯等に配慮した住環境の提供により、豊かで安心してゆとりある住まい・まちづくりを実現する。』 『新耐震基準施行以前に建設された公営住宅の耐震改修を促進し、安心・安全な居住環境を整備する。』 『自らが住む地域へと関心が広がる中、各地域の特性を生かした住環境づくりや定住促進のための住宅供給及び良好な景観の街なみ整備等を実施し、地域の活性化を図る。』
2. 事後評価の内容	
実施体制・時期	群馬県において評価を行い、他計画作成主体に意見を照会した上で確定（平成 23 年 10 月）
事後評価の結果	<p>指標 1：「公営住宅のバリアフリー化率」 定義：群馬県内のバリアフリー化された公営住宅の割合 評価方法：公営住宅の整備実績及び管理実績に基づき評価 結果：従前値:31.7%（16 年度） 目標値:34%（22 年度） <u>実績値:40.24%</u> 結果の分析：公営住宅等整備事業により 803 戸の建替え（又は新設）を行うと共に、公営住宅等ストック総合改善事業により住戸内の床段差解消や手すりの設置改修等を行い、公営住宅のバリアフリー化を進めた。また、平成 22 年度から始まった別計画である地域住宅計画 群馬地域(2 期)、前橋地域(2 期独)及び 高崎地域(2 期独)に基づく事業により公営住宅のバリアフリー化を進めており、本計画に基づく取組みと合わせ、公営住宅のバリアフリー化率が目標値を上回る結果となった。</p> <p>指標 2：「高層公営住宅の耐震改修比率」 定義：群馬県内の新耐震基準施行以前に建設された高層公営住宅の、耐震改修が実施された住宅戸数の割合 評価方法：対象公営住宅の整備実績に基づき評価 結果：従前値:0%（16 年度） 目標値:33%（22 年度） <u>実績値:59.76%</u> 結果の分析：新耐震基準以前に建設した高層公営住宅（999 戸）について、公営住宅ストック総合改善事業により 472 戸の耐震改修を実施し、耐震診断により耐震改修が不要と判定された 125 戸と合わせ、高層公営住宅の耐震化率の割合が目標値を上回る結果となった。</p> <p>指標 3：「中心市街地の公的賃貸住宅等への入居世帯」 定義：中心市街地活性化法の基本計画に基づく中心市街地内の公的資金により供給された住宅の入居世帯の増加数 評価方法：対象住宅の入居状況調査結果に基づき評価 結果：従前値:1,691 世帯（16 年度） 目標値:2,000 世帯（22 年度） <u>実績値:1,900 世帯</u> 結果の分析：中心市街地の居住人口が減少する厳しい状況の中で、主に優良建築物等整備事業による市街地の優良な共同住宅の供給が図られ、従前値から 209 世帯の増加となったが、目標値には届かなかった。近年の厳しい財政事情等を背景に、公営住宅は既存ストックの建替や改善が中心で、新規供給は難しい状況にあり、民間主導の住宅供給についても、補助要件に合わない場</p>

	合や、地方公共団体の厳しい財政状況を背景に補助に係る予算措置が十分得られない等の理由から、民間資金のみで供給される住宅も多く、目標値に届かなかったと考えられる。
結果の公表方法	計画策定主体においてインターネット又は窓口での閲覧により公表
3 . 事後評価の結果を踏まえた今後の住宅施策の取組への反映等	
今後の住宅施策の取組への反映	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅のバリアフリー化率については計画期間内に目標を達成できた。今後は団塊世代の高齢化に伴いより一層高齢者対策が重要となるため、平成 22 年度から始まった地域住宅計画 群馬地域(2期)においては、「高齢者のいる住宅のバリアフリー化率」という指標を設定しており、公営住宅のバリアフリー化を引き続き進めると共に、啓発・普及活動の一層の展開等により、民間住宅も含めた高齢者のいる住宅のバリアフリー化の推進に取り組んでいく。 ・ 高層公営住宅の耐震改修比率については計画期間内に目標を達成できたが、まだ耐震改修が実施されていない住宅があることから早急に耐震改修事業を進めていく。平成 22 年度から始まった地域住宅計画 群馬地域(2期)においては、「耐震性が確保された住宅の割合」という指標を設定しており、民間住宅耐震診断・改修助成事業や啓発・普及活動の一層の展開等により、民間住宅も含めた住宅の耐震化の推進を図っていく。 ・ まちなか居住の再生は住宅施策のみならず、大きくは都市計画による土地利用規制から交通、商業、医療、福祉、公共施設等、多分野にまたがる総合的な施策の計画的な推進が必要であり、今後も他部局と連携してより効果的まちなか居住の再生を推進するため、市街地の優良な共同住宅の供給の促進のほか、まちなかへの定住支援、既存ストックの改修支援及び空き家・空き店舗の利活用等を図っていく。 ・ これらの措置については、地域住宅協議会において協議を行っている。
その他	

この事後評価は別添の地域住宅計画について行ったものである。